

政 法 第 2 2 8 9 号  
答 申 第 1 3 8 号  
平成 26 年 1 月 22 日

千葉県公安委員会委員長  
伊 藤 浩 一 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成 24 年 11 月 7 日付け公委（〇〇〇警）発第 1 号による下記の諮問について、  
別添のとおり答申します。

記

平成 24 年 9 月 16 日付けで審査請求人から提起された、平成 24 年 7 月 20 日付け〇〇〇警発第 246 号で行った自己情報部分開示決定、平成 24 年 7 月 27 日付け〇〇〇警発第 249 号で行った自己情報部分開示決定、平成 24 年 8 月 23 日付け〇〇〇警発第 266 号で行った自己情報部分開示決定、平成 24 年 8 月 28 日付け〇〇〇警発第 270 号で行った自己情報部分開示決定及び平成 24 年 9 月 11 日付け〇〇〇警発第 278 号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成 24 年 7 月 20 日付け〇〇〇警発第 246 号で行った部分開示決定（以下「本件決定 1」という。）、平成 24 年 7 月 27 日付け〇〇〇警発第 249 号で行った部分開示決定（以下「本件決定 2」という。）、平成 24 年 8 月 23 日付け〇〇〇警発第 266 号で行った部分開示決定（以下「本件決定 3」という。）、平成 24 年 8 月 28 日付け〇〇〇警発第 270 号で行った部分開示決定（以下「本件決定 4」という。）及び平成 24 年 9 月 11 日付け〇〇〇警発第 278 号で行った部分開示決定（以下「本件決定 5」といい、本件決定 1 から本件決定 5 までを総称して「本件各決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の判断は妥当である。

2 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成 5 年千葉県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 16 条第 1 項の規定により、次のアからオまでのとおり開示請求を行った。

ア 平成 24 年 7 月 17 日付け 「私が平成〇年〇月〇日から△月△日までの間知人とのトラブルのことで〇〇〇市□□店内所在公衆電話から 110 番通報したときの〇〇〇警察署が保有する 110 番受理処理結果票」（以下「本件請求 1」という。）

イ 平成 24 年 7 月 17 日付け 「私が平成〇年〇月〇日から△月△日までの間知人とのトラブルのことで〇〇〇市□□所在公衆電話から〇〇〇警察署に通報したときの〇〇〇警察署が保有する加入受理処理結果票」（以下「本件請求 2」という。）

ウ 平成 24 年 8 月 15 日付け 「私が平成〇年〇月〇日午後△時以降に売春勧誘人の事で■■交番の電話を用いて 110 番したときの〇〇〇警察署が保有する 110 番受理処理結果票」（以下「本件請求 3」という。）

エ 平成 24 年 8 月 15 日付け 「私が平成〇年〇月〇日午後△時△分頃知人（●●）とのトラブルのことで□□公衆電話から〇〇〇警察署に通報したときの〇〇〇警察署が保有する加入受理処理結果票」（以下「本件請求 4」という。）

オ 平成 24 年 8 月 31 日付け 「私が平成〇年〇月〇日午後△時△分頃私が置いておいたお酒のボトル等を盗まれたことで□□の公衆電話から〇〇〇警察署に通報したときの〇〇〇警察署が保有する加入受理処理結果票」（以

下「本件請求 5」といい、本件請求 1 から本件請求 5 までを総称して「本件各請求」という。)

- (2) 本件各請求に対し実施機関は、対象文書を次のアからオまでの記載のとおり特定した上で、その不開示部分は条例第 17 条第 2 号及び千葉県個人情報保護条例第 17 条第 2 号ハの警察職員を定める規則(平成 17 年千葉県規則第 65 号。以下「警察職員規則」という。)又は条例第 17 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして本件各決定を行った。

ア 本件請求 1 に対し、「110 番受理処理結果票」(平成○年○月○日付け 受理番号○○○。以下「本件文書 1」という。)を特定した上で、本件決定 1 を行った。

イ 本件請求 2 に対し、「交番直接届出加入・消防・来署受理処理結果票」(平成○年○月○日付け 署受理番号○○○。以下「本件文書 2」という。)、  
「交番直接届出加入・消防・来署受理処理結果票」(平成○年○月○日付け 署受理番号○○○。以下「本件文書 3」という。)、  
「交番直接届出加入・消防・来署受理処理結果票」(平成○年○月○日付け 署受理番号○○○。以下「本件文書 4」という。)及び  
「交番直接届出加入・消防・来署受理処理結果票」(平成○年○月○日付け 署受理番号○○○。以下「本件文書 5」という。)を特定した上で、本件決定 2 を行った。

ウ 本件請求 3 に対し、「110 番受理処理結果票」(平成○年○月○日付け 受理番号○○○。以下「本件文書 6」という。)を特定した上で、本件決定 3 を行った。

エ 本件請求 4 に対し、「交番直接届出加入・消防・来署受理処理結果票」(平成○年○月○日付け 署受理番号○○○。以下「本件文書 7」という。)を特定した上で、本件決定 4 を行った。

オ 本件請求 5 に対し、「交番直接届出加入・消防・来署受理処理結果票」(平成○年○月○日付け 署受理番号○○○。以下「本件文書 8」といい、本件文書 1 から本件文書 8 までを総称して「本件各文書」という。)を特定した上で、本件決定 5 を行った。

- (3) 本件各決定に対し審査請求人は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 5 条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会に対し、平成 24 年 9 月 16 日付けで本件各決定の取消しを求め、審査請求を行った。

- (4) これを受けて、条例第 46 条第 2 項に規定する諮問実施機関として千葉県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)は、同条第 1 項の規定により、平成 24 年 11 月 7 日付け公委(○○○警)発第 1 号で審議会に諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求の趣旨

「本件各決定を取り消す。」との裁決を求める。

- (2) 審査請求の理由

ア 相手方は審査請求人の利害関係者である。警察官は相手方の言動を重視し差別的取扱いをしている。

イ 不適切な記述がある。修正すべきだ。

#### 4 諮問実施機関の説明要旨

##### (1) 対象文書の特定について

実施機関が保有する本件各文書を対象文書として特定した。

##### (2) 本件各文書の内容について

本件各文書は、審査請求人が平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで、知人とのトラブル等に関し、110番通報等したときの内容や警察官の対応結果等が記載された文書である。

##### (3) 不開示部分及び理由について

ア 本件文書1中、受理者欄、指令者欄、受理担当者欄及び処理者欄

警部補以下の階級にある警察官の氏名が記載されており、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、不開示となる。

イ 本件文書1中、メモ2欄の一部及び所属記載欄の一部

(ア) 審査請求人の110番通報に基づき現場に臨場した警察官が事情聴取をした審査請求人以外の特定の個人についての内容が記載されており、条例第17条第2号に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示となる。

(イ) また、通報事案の対応経過において警察官が必要に応じて通報者以外の関係者等から聴取した情報等について断片的に記載された内容を開示することで、関係者に誤解や憶測を招くことになり、正確な情報が得られなくなるなど、通信指令業務の円滑な遂行に支障を及ぼすことから条例第17条第6号にも該当し、不開示となる。

ウ 本件文書2、本件文書4、本件文書5及び本件文書8中、受理者欄及び処理者欄

警部補以下の階級にある警察官の氏名が記載されており、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、不開示となる。

エ 本件文書3中、処理者欄の一部及び受理者欄

警部補以下の階級にある警察官の氏名が記載されており、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、不開示となる。

オ 本件文書6中、受理者欄、指令者欄及び処理者欄

警部補以下の階級にある警察官の氏名が記載されており、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、不開示となる。

カ 本件文書7中、現着者欄の一部、受理者欄、指令者欄及び処理者欄

警部補以下の階級にある警察官の氏名が記載されており、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、不開示となる。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件各請求の対象文書について

本件各請求の対象文書とされる本件各文書は、上記 2 (2) のとおりである。

### (2) 不開示情報について

本件各文書における不開示情報は、次のとおりである。

ア 本件文書 1 中、受理者欄、指令者欄、受理担当者欄及び処理者欄

イ 本件文書 1 中、メモ 2 欄の一部及び所属記載欄の一部

ウ 本件文書 2、本件文書 4、本件文書 5 及び本件文書 8 中、受理者欄及び処理者欄

エ 本件文書 3 中、処理者欄の一部及び受理者欄

オ 本件文書 6 中、受理者欄、指令者欄及び処理者欄

カ 本件文書 7 中、現着者欄の一部、受理者欄、指令者欄及び処理者欄

### (3) 上記 (2) ア及びウからカまでの情報について

ア 実施機関は、上記 (2) ア及びウからカまでの情報が条例第 17 条第 2 号及び警察職員規則に該当することを理由として不開示としている。

イ 条例第 17 条第 2 号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」(前段) 及び「識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(後段) を、不開示とする。しかし、同号ただし書イからニまでのいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示することが求められる。

ウ 当審議会において見分したところ、上記 (2) ア及びウからカまでの情報は、警察職員の氏名であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであり、同号本文前段に該当する。

エ そこで、条例第 17 条第 2 号ただし書該当性について検討する。

#### (ア) ただし書ハの該当性について

条例第 17 条第 2 号ただし書ハは、「当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名」について開示することを規定する。もっとも、その括弧書きにおいて、「警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。」とし、これを受けた警察職員規則では不開示とすべき警察職員を「警部補以下の階級にある警察官」(第 1 号) 及び「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」(第 2 号) と規定している。

そこで、上記 (2) ア及びウからカまでの情報が警察職員規則で定める警察職員に該当するかについて確認したところ、これらの情報は、警察官の氏名であり、かつ、当該職員は、警部補以下の階級にあることが認められる。

よって、上記 (2) ア及びウからカまでの情報は、除外規定である警察職員規則第 1 号に該当するため、条例第 17 条第 2 号ただし書ハには該当

しない。

(イ) ただし書イ、ロ及びニの該当性について

上記 (2) ア及びウからカまでの情報については、条例第 17 条第 2 号  
ただし書イ、ロ又はニに該当する事情があるとも認められない。

オ したがって、上記 (2) ア及びウからカまでの情報については、不開示が  
相当である。

(4) 上記 (2) イの情報について

ア 実施機関は、上記 (2) イの情報が条例第 17 条第 2 号及び第 6 号に該当  
することを理由として不開示としている。

イ 当審議会において見分したところ、上記 (2) イの情報は、審査請求人の  
110 番通報に基づき現場に赴いた警察官が事情聴取をした審査請求人以外  
の特定の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別する  
ことができるものであるので、条例第 17 条第 2 号本文前段に該当する。

また、同号ただし書に該当する事情があるとも認められない。

ウ したがって、上記 (2) イの情報については、条例第 17 条第 6 号該当性  
を判断するまでもなく不開示が相当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件各決定の適否に関する審議会の  
判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、下記のとおりである。

### 審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処理内容
平成 24 年 11 月 9 日	諮問書の受理
平成 24 年 12 月 27 日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成 25 年 2 月 28 日	審査請求人の意見書受理
平成 25 年 12 月 12 日	審議 (第 227 回審議会)
平成 26 年 1 月 9 日	審議 (第 228 回審議会)